

大和市新型インフルエンザ等対策行動計画（概要）

- 1) 策定の背景
- ・平成25年4月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（特措法）が施行された。
 - ・特措法第8条に基づき、市の対策を定めた「大和市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定する。

2) 計画の概要

計画の目的

- ①感染の拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること
- ②市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること

対象とする疾患

- ①新型及び再興型インフルエンザ
- ②新型インフルエンザと同様に社会的影響力の大きい未知の新感染症

3) 市の主な対策

- ・感染の発生段階に応じた分野別の対策を実施する。

	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
対策の目的	〔新型インフルエンザ等が発生していない状態〕 新型インフルエンザ等の発生に備えた体制を構築する。	〔海外で新型インフルエンザ等が発生した状態〕 発生に備えた体制を整備する。	〔神奈川県以外の都道府県で新型インフルエンザ等が発生した状態〕 市内発生に備えた体制を準備する。	〔神奈川県内で新型インフルエンザ等が発生した状態〕 感染拡大を抑制する。	〔神奈川県内で新型インフルエンザ等がまん延した状態〕 健康被害を最小限に抑制する。	〔新型インフルエンザ等の発生が減少し、低い水準で留まっている状態〕 流行の第二波に備える。
実施体制	市対策連絡調整会（座長；健康福祉部長）の設置	市対策連絡調整会議の開催		市対策本部（本部長；市長）の開催		市対策本部の廃止
情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県からの情報収集 ・県による感染状況等調査への協力 					
情報提供	市民への情報提供と注意喚起					<ul style="list-style-type: none"> ・終息宣言及び第二波への警戒喚起 ・相談窓口の縮小
予防・まん延防止	予防接種体制の構築	予防接種の準備	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の実施 ・市民にマスクの着用、手洗い、うがい等感染対策を勧奨 			第二波に備えた予防接種の実施
医療	県が設置する帰国者、接触者外来への受診案内				在宅療養患者への支援	
市民生活、市民経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生資材等の備蓄 ・要援護者への生活支援体制の構築 		遺体の火葬・安置体制の整備と強化		食料品や生活必需品の買占め、売り惜しみ等の自粛の呼びかけ	

※感染拡大により甚大な被害が想定される場合に政府が発令する緊急事態宣言に基づく追加措置

- ・市民に予防接種の努力義務が課され、接種費用全額が公費負担となる。
- ・県により不要不急の外出自粛要請や学校等の施設使用制限がなされる。